資料2

審査基準等の修正について

特許庁

1 申請手続等のデジタル化に関する修正について

2 出願人との意思疎通に関する修正について

3 「最後の拒絶理由通知」に対する応答として
補正がなされた場合の審査の流れの図に関する修正について

申請手続等のデジタル化に関する修正について

特許庁

申請手続等のデジタル化に関する修正について

「産業構造審議会　第１３回知的財産分科会」（令和２年７月１４日）において、申請手続等のデジタル化（紙・押印の原則廃止）による利用者の利便性向上を目指すとされたこと等を受け、審査基準等（審査ハンドブックや関連する手引き等を含む。）における押印に関する運用について点検。

審査基準等における押印に関する運用

＜審査基準＞
・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書（第Ⅲ部第2章第5節）※右図参照

＜審査ハンドブック＞
・実験成績証明書（第Ⅲ部第2章3218）

その他、「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」等

「証明する書面」の書式

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書

1．公開の事実
① 公開日
② 公開場所
③ 公開者
④ 公開された発明の内容(証明する対象を特定し得る程度に記載)

2．特許を受ける権利の承継等の事実
① 公開された発明の発明者
② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者(行為時の権利者)
③ 特許出願人(願書に記載された者)
④ 公開者
⑤ 特許を受ける権利の承継について(①の者から②の者を経て③の者に権利が譲渡されたこと)
⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について
(②の者の行為に起因して、④の者が公開をしたこと等を記載)

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。　平成○年○月○日

出願人○○○　㊞

政府全体の方針に従って、審査基準等における押印に関する運用についても、原則廃止することとしたい。
※審査官による通知等における押印に関する運用も原則廃止する方向で検討中。

出願人との意思疎通に関する修正について

出願人との意思疎通に関する修正について

行政手続のデジタル化が求められていることや、社会全体としてテレワークが浸透する中で、電子メールの活用等、コミュニケーションの充実化が課題となりつつあること等を受け、令和２年１０月１５日に、「面接ガイドライン【特許審査編】」を改訂し、意思疎通の手段として、資料の送受信に電子メールを使用することを明確化。

審査基準 第I部 第2章 第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要
審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行えばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。
意思疎通の手段としては、拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆、面接や電話又はファクシミリによる連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。 ･･･

2.2 面接等
審査官は、出願人との間の意思疎通を円滑に行い、安定した権利の付与に資する場合は、積極的に面接等をする。面接等をする際は、「面接ガイドライン【特許審査編】」に基づいて行う。･･･

審査基準において、意思疎通の手段として、電子メールを使用することを明確化することとしたい。

（参考）出願人との意思疎通に関する修正案について

➢ 現行の記載

審査基準 第I部 第2章 第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要
審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行えばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。
意思疎通の手段としては、拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆、面接や電話又はファクシミリによる連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。 ･･･

➢ 修正案

審査基準 第I部 第2章 第8節 出願人との意思疎通及び審査のために必要な書類等の求め

1. 概要
審査官は、拒絶理由を解消するために、出願人がどのような対応を行えばよいかを示すことができる場合は、積極的に出願人との間で意思疎通を図る。
意思疎通の手段としては、拒絶理由通知等における補正、分割等の示唆、面接や電話・電子メール等による連絡等(以下この部において「面接等」という。)がある。 ･･･

※改訂後も、出願人側応対者の希望に応じてファクシミリによる連絡を行うことは可能。

「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がなされた場合の審査の流れの図に関する修正について

「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がなされた場合の審査の流れの図に関する修正について

審査基準 第I部 第2章 第6節 補正の却下の決定

5. 補正を却下しない場合の出願の取扱い
(1) 審査官は、補正後の出願について、拒絶理由が解消されたと判断し、他に拒絶理由を発見しない場合は、特許査定をする。
(2) 審査官は、補正後の出願について、拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をする。
(3) 審査官は、補正により拒絶理由は解消されたが、他に拒絶理由を発見した場合は、改めて拒絶理由通知をする。・・・

独立特許要件を満たして補正を却下しない場合、第6節では、拒絶理由が解消されていないと判断した場合は拒絶査定をするとある一方、第2図では、拒絶査定につながる矢印がないため、第6節の記載に整合するよう第2図を修正することとしたい。

第２図　「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がなされた場合の審査の流れ

(注)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項

（参考）「最後の拒絶理由通知」に対する応答として補正がなされた場合の審査の流れの図に関する修正案について

➢ 現行の記載

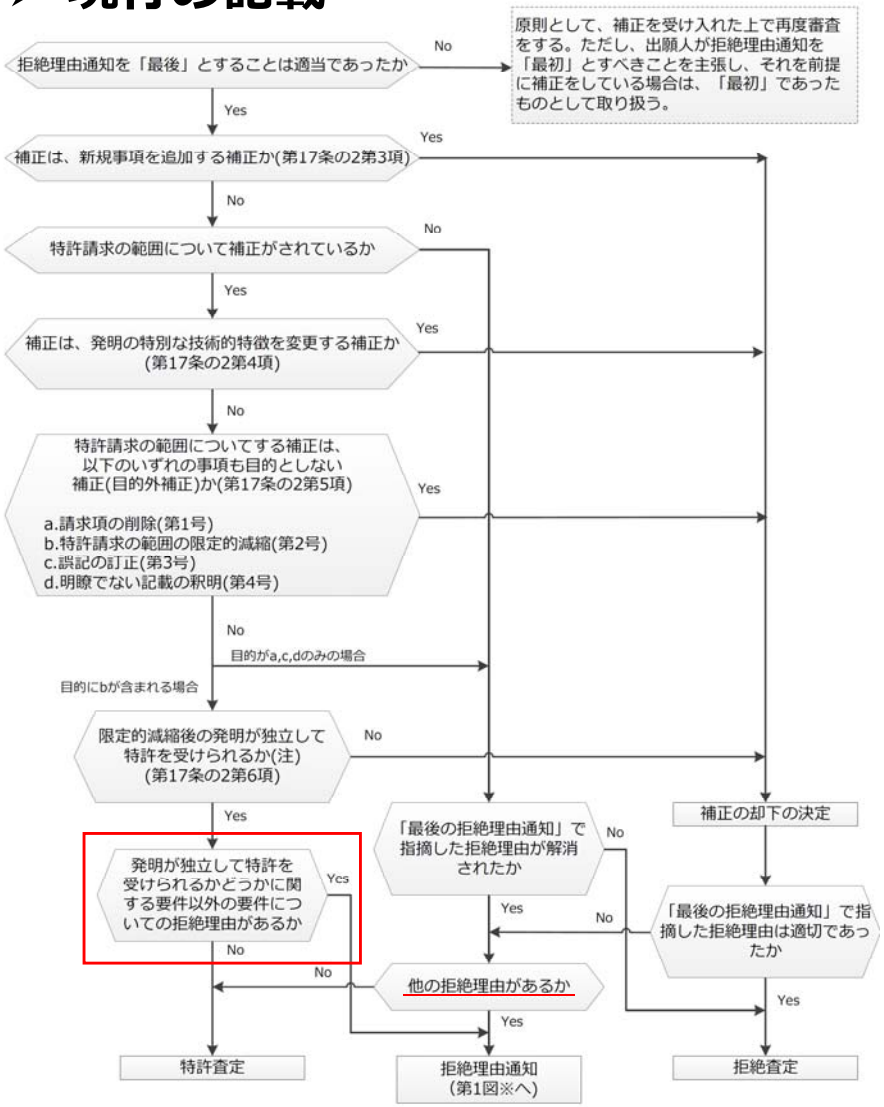

(注)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項

➢ 修正案

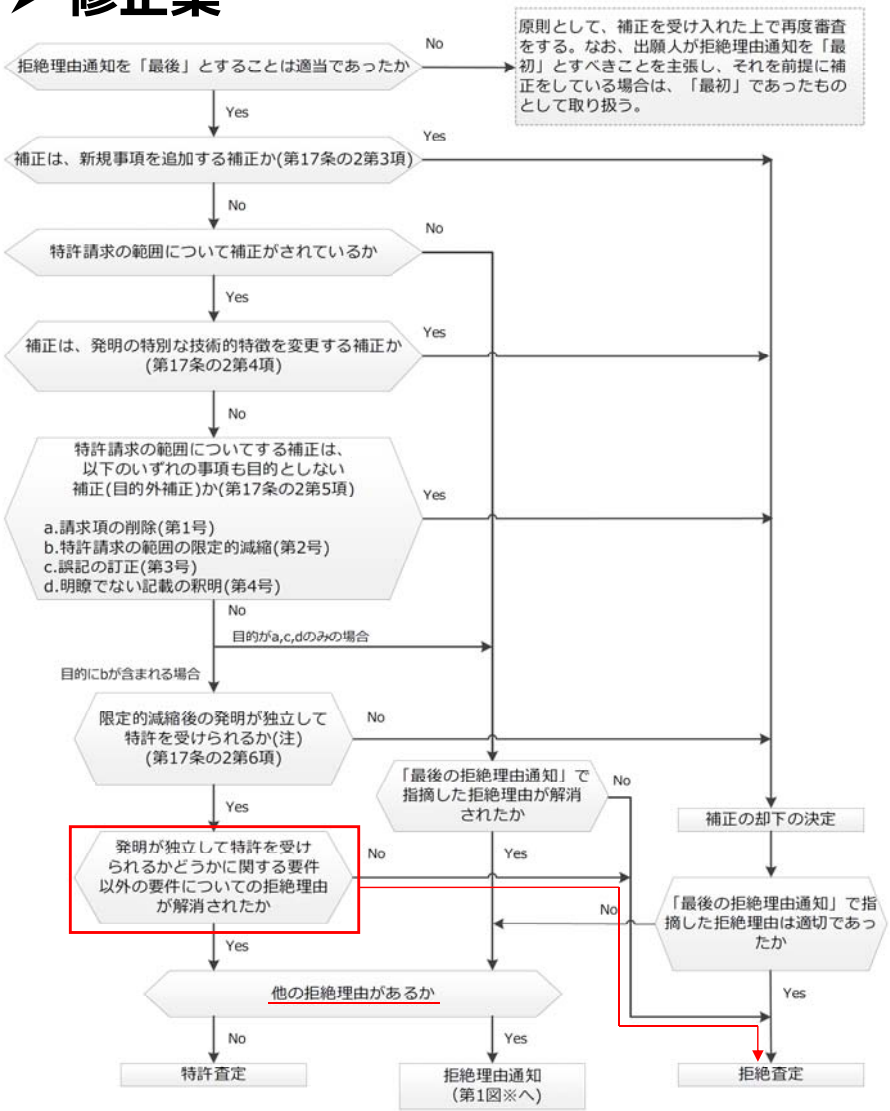

(注)補正後の発明が独立して特許を受けられるかどうかの判断は、次の要件に基づいて判断する。
第29条、第29条の2、第32条、第36条第4項第1号及び第6項第1号から第3号、第39条第1項から第4項